

令和3年12月15日

資料提供

## 「実家」と「空き家」の相談登録に関するご案内について ～家族が困らないために将来の“家”のこと考えてみませんか～

- 和歌山県の空き家率は、全国2位の20.3%※1（約10万戸）と全国平均と比べて非常に高い状況です。空き家になる前に実家の将来を今から考えること、空き家になってもすぐに相談することがとても大切です。※1:平成30年総務省統計局調査
- 県では、空き家等を掘り起こし、地域資産として移住者の受入などに活用できるように、『「実家」と「空き家」の相談登録リーフレット（返信ハガキ付）』の配布を開始します。

### 記

「実家」と「空き家」の相談登録リーフレット（返信ハガキ付）について  
《別添参照》

1. 対象 既に空き家となっている家だけではなく、現在お住まいでも将来の利活用に向けて相談をしておきたいものなど幅広く対象
2. 流れ ①所有者等より返信ハガキに必要事項を記載して県へ送付  
②県より所有者等へ連絡して詳細や意向の確認  
③空家等対策推進協議会※2において対応を協議  
④県より対応案を所有者等へ連絡して空き家等の専門家や市町村空き家バンク担当者とマッチング
3. 配布場所 各市町村、県（振興局）の空き家相談窓口など

※2:和歌山県空家等対策推進協議会（平成28年設立）

市町村の空き家対策を促進することを目的として設立。専門家団体と行政が連携して、空き家の相談体制を整備し、相談会を県内各所で開催しています。

### 【お問い合わせ先】

相談登録リーフレットに関すること 移住定住推進課 石田、古川 TEL 073-441-2930  
空き家対策全般に関すること 建築住宅課 濱出、藤田 TEL 073-441-3184